

# 第4次静岡県健康増進計画（うち受動喫煙環境）

県の健康増進計画	国の健康づくり対策
R6(2024)～R17(2035) 第4次静岡県健康増進計画	R6(2024)～R17(2035) 第5次国民健康づくり対策 ～健康日本21(第三次)～

ビジョン	すべての県民が 健やかで 心豊かに 生活できる持続可能な社会の実現	
大目標	健康寿命の延伸	健康格差の縮小

**柱1** ■ 個人の行動と健康状態の改善  
生活習慣の改善等による生活習慣病（NCDs）の予防に加え  
生活機能の維持・向上の観点を踏まえた取組を推進

**柱2** ■ 社会環境の質の向上  
社会とのつながり・こころの健康の維持及び向上、  
自然に健康になれる環境づくりを推進

↳ 2-2 自然に健康になれる環境づくり・基盤整備

↳ 2-2-3 受動喫煙環境

**柱3** ■ ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり  
健康状態は、過去の生活習慣や社会環境等の影響を受けることを  
踏まえ、胎児期から老齢期に至るまで、人の生涯を経時的に捉えた  
健康づくりを推進

**柱4** ■ 実効性を高める取組  
上記の取組の効果、効率を向上させる研究の実施、人材の育成  
関係者による連携の場の設置等を推進するほか、地域別の取組を推進

## 2-2-3 受動喫煙環境

■ 対策のポイント

○ 飲食店等に適切な情報提供を行うとともに、  
事業所における取組を支援する。

■ 主な数値目標

指 標	現状値	目標値
望まない受動喫煙（家庭・ 職場・飲食店）の機会を有する 者の割合	6.6% ～22.4% (2022)	0% (2035)

■ 主な課題

(1) 適切な指導と情報提供  
・ 飲食店等が健康増進法や受動喫煙防止条例に  
基づき適切な対策をとることが重要。

(2) 健康な職場づくり  
・ 事業所等の受動喫煙対策を推進する必要がある。

■ 主な取組

(1) 適切な指導の実施  
・ 飲食店等が保健所で手続を行う際に、受動喫煙  
防止対策に関する適切な情報提供を行う。

(2) 健康な職場づくり  
・ 適切な情報提供を行うとともに、企業表彰や健康  
づくり宣言事業所登録制度により取組を誘導する。